

## 2018年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ⑥

### 第5回協約・協定改訂団体交渉

# サービス労働の実態を直視しない会社側姿勢

本部は9月3日、2018年度基本協約・協定改訂第5回団体交渉を開催しました。

今回は、休日出勤解消に向けて、診断書の提出、適正な労働時間、年休や休暇、それらに関する具体的な条文の改訂等について、アルコール検査に関する基準や勤務認証などについて議論しました。しかし、会社はまたしても一方的な解釈を主張し、組合が提案している協約改訂案をことごとく否定する姿勢を示しました。とりわけ労働時間に関して、労働時間とするのは当然の時間を認めないばかりか、社員がサービス労働で作業時間の不足を補っている現実を会社は直視しようとしません。これは、社員の労働時間を適正に把握しなければならないという厚労省のガイドラインにも反しています。本部は、続く交渉の中で、さらに問題点を指摘し要求や提案の実現をめざして粘り強く奮闘していきます。議論の詳細は業務速報No.1107を参照して下さい。

**次回第6回団体交渉は、9月5日15時30分からです。**

- 休日出勤を解消するために必要な要員を配置すること！
- ◆最大限の努力をしている。
- 休日出勤の指定は必ず本人の承諾を得ること！
- ◆本人の承諾は必要ない。
- 年休付与後に診断書の提出を強要しないこと！社員を信頼せよ！
- ◆公正公平に優先配慮するために、年休付与後でも必要。
- 乗務員の労働時間を改善せよ！
- ◆業務に必要な労働時間は措置している。休養等に必要な時間は確保している。
- 制服への更衣時間は労働時間とすること！
- ◆ロッカー室で着替えなくともよい。持ち出すなどという指導はしていない。
- 作業場所から休憩場所への移動時間は労働時間とすること！
- ◆移動中は業務に従事していないので労働時間ではない。歩行しながら休憩してもらいたい。
- アルコール検査の基準値は0.1mg/L以上とすること！
- ◆そのような考えはない。ぎりぎりそこまでにするわけにはいかない。
- 勤務関係の基本協約を組合の提案通りに改訂すること！
- ◆そのような考えはない。そのような改訂を行うべきではない。